平成２２年（フ）第６４３７号
大阪府八尾市竹渕４丁目84番地の４
債務者　林ゆり子こと　朴　　宰熙
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４５１号
大阪市住之江区御崎１丁目７番11号
債務者　松谷　　貢
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４６１号
大阪府八尾市東山本町３丁目２番５号　朝風マンション１番館304号
債務者　志水　久夫
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１２号
大阪府東大阪市西堤西３番24―501号
債務者　内尾　節子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５６２号
大阪府門真市野里町24番12号
債務者　黒田　耕嗣
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５９２号
大阪府八尾市高砂町４丁目32番地　府営住宅５―152号
債務者　湯脇　多聞
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５９７号
大阪府大阪市生野区巽南５丁目19番３号
債務者　髙橋　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７０５号
大阪市生野区巽南３丁目11番５号　Ｔ’ＳＨＯＬＳＥ201号
債務者　安東宏美こと長岡宏美こと　權　　玲仙
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８０８号
大阪府守口市東光町３丁目10番３号
債務者　仲地　勝好
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８３７号
大阪市天王寺区石ケ辻町６番13―606号
債務者　山本　恭輔
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８４０号
大阪市浪速区戎本町２丁目９番12―407号
債務者　立部　義昭
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８４１号
大阪市東住吉区矢田３丁目12番19号
債務者　野瀬　悦二
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５５号
大阪市天王寺区大道３丁目１番24―701号
債務者　山田　時子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５６号
大阪市北区大淀南１丁目７番１―503号
債務者　新宅　敦美
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８６２号
大阪府高槻市津之江町２丁目10番１号
債務者　渕上　恒雄
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０４号
岡山県倉敷市玉島柏島648番地
債務者　東海林啓子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
山口県阿武郡阿武町大字福田下1326番地、前住所愛知県愛西市須依町郷640番地７　アメニティ須依Ｂ棟103号
債務者　野口　正子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
山口地方裁判所萩支部